

千葉県調理師法施行細則の一部改正について（概要）

【改正の理由】

「調理師法施行細則」（昭和 34 年 9 月 11 日施行）は、調理師法、調理師法施行令、調理師法施行規則の施行に関し必要な事項を定めたものですが、以下の理由により一部改正を行いました。

- 1 改正調理師法施行規則が令和 3 年 6 月 1 日に施行されたことによる規定整備
- 2 調理師免許証、及び各種申請書類について、旧姓及び外国人における通称名の記載が可能となったこと（令和元年 10 月 3 日付健 発 10003 第 1 号厚生労働省健康局長通知）による様式の整備
- 3 行政手続き等における署名・押印等の見直しが必要となったこと（令和 3 年 3 月 8 日付行革第 648 号・政法第 1410 号総務部長通知）による様式の整備

【改正の内容】

別添「調理法施行細則の改正」一覧の通り

【施行期日】

令和 3 年 6 月 1 日

(別添) 調理師法施行細則の改正

条項	様式名等	改正内容	根拠等
第6条第1項第5号	本文	「第4号」→「前号」に変更	「公文書作成の手引き」
第7条第2項	本文	「又は」の前に「,」を挿入	
第8条	本文	「又は」の前に「,」を挿入	
第6条第1項	調理師試験受験願書 (第4号様式)	記名で足りるものとする	令和3年3月8日付行革第648号・政 法第1410号 総務部長通知
第6条第1項第2号	調理業務従事証明書 (第4号様式の2)	施設の種類欄について ・「1 飲食店営業」の後ろに「(喫茶店営業を除く。)」を追加 ・「4 複合型そうざい製造業」を追加 注書きの「3」の文言を以下のとおり修正し、 法の表記に統一 「食品を」→「飲食物を調理して」	調理師法第3条第1項第2号
第10条第2号	調理師名簿訂正申請書 (第7号様式)	記名で足りるものとする	令和3年3月8日付行革第648号・政 法第1410号 総務部長通知
第10条第3号	調理師名簿登録消除申請書 (第8号様式その1、その2)	記名で足りるものとする	
第10条第4号	調理師免許証書換交付申請書 (第9号様式)	記名で足りるものとする 旧姓併記又は通称名を希望する場合の注書きを追加	調理師法施行規則第1条様式第1が改正されたことによる改正 (令和元年10月3日付健発10003号 厚生労働省健康局長通知)
第10条第5号	調理師免許証再交付申請書 (第10号様式)	記名で足りるものとする	令和3年3月8日付行革第648号・政 法第1410号 総務部長通知
第10条第6号	調理師免許証返納書 (第11号様式)	記名で足りるものとする	